

有其忌、但酉若當三、白九紫。雖當金神銷其凶、無敢所忌、然則問當三白九紫否於直講信憲陰陽道若不知之、當將以圖覽殿下、

〔百練抄後七〕

保元二年十二月二十三日、諸卿定申諸道勘申金神方忌、可被棄哉否事件方角、永長

定俊真人依申出、三四代所忌來也、仁安二四廿三爲御方違、行幸鳥羽殿修理大膳職之間爲避金神方云々、

〔玉海〕承安三年正月十三日丙午、此次余藤原兼實問曰、金神七殺方、可憚哉否、如何、申云、更不可忌避、但

百忌曆文云、犯一神殺七人云々、因茲賴隆真人已下、彼家之輩、申可有忌之由、然而陰陽道所不用也、當道之習、以新撰陰陽書爲規模、而金神方忌事、不載彼書、又想如此之諸忌、不可勝計、悉忌避者、何方可造作哉、度々雖有沙汰、遂以被弃了、就中上古保憲、晴明之時、全無此沙汰云々、

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年安貞元年九月二日戊寅、金火廻犯之由、天文道等屬周防前司親實、捧連署勘文云云、

〔關の曙〕愚人を欺き誑かす道具には、金神の祟り尤世に多し、此金神にも、六方金神など、いふ化もの有其説に曰、劔先向三ッ後三ッにて、六方づ、は、毎年の金神にて、又曆にまゐるす金神有、扱年のめぐり合にて、惠方の真中へ劔先キのあたる年あり、彼輩がいふ、此事をまゐらす、惠方として、宿がへすれば、大に祟り有とて、衆愚を欺き威しかける也、三十年ばかり以前、大坂高麗橋壹丁目邊に、金神醫者と異名せる醫者有し、或は山伏醫者ともいふて人々笑けり、病家へ行と、十に五ッは、此病人は金神の祟りあり、藥にては治しがたし、祈禱すべしとす、む、さなきだに、病家は迷はしく、心ぐるしくおもふ所へ、たゝりをいふておどしかけるほどに、忽ちまどひ恐れて、祈禱を頼むもの多し、金神除の祈禱は、京都に大驗者有、引合せ申べしとて、差圖する山伏、京四條近所に有しとなむ、此事を知ル人は、あれは相棒なりと、謗り賤しめり、此醫者少し文字をならべる事もせし故、予新井が下坂